

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課  
法令担当 御中

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見公募」に対する意見

|  |   |
|--|---|
| [団体名]  | 在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan) |
| [意見]   |   |
| <p><b>該当箇所:</b><br/>第1条 定義および第2条 太陽光発電設備にかかる調達価格</p> <p><b>意見内容:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●第一に本改正案では、既に開発または建設のマイルストーンを達成しており、かつ、信頼すべきスポンサーを有しているアセットと、(経済産業省が特に懸念されている)かかる状況にないアセットとが区別されていません。</li><li>●第二に、提案された運転開始期限の変更案においては、過去の平均的な実績または業界基準に相応する標準的な(または迅速化された)タイムラインが考慮されていません。ご提案のとおり、運転開始期限は、地方公共団体による手続のほか、新たに導入された電気事業者主導の手続の対象となりますが、これらは未だ確立されていません。</li><li>●さらに、発電所の開発や建設の要件は地域ごとに異なるにも関わらず、本改正案では全てのアセットが一律に取り扱われています。既存の第三者ステークホルダーや管轄する地方公共団体の審査手続をクリアしなければならない、という必要性が考慮されていない運転開始期限が新たに設定されることにより、業界のベストプラクティスに従い、耐久性や安全性を考慮して建設を進めるスポンサーは、自らが不利益を被ったと考えるおそれがあります。</li></ul> <p>投資家は、業界基準が考慮された安定的な規制環境に対する予測可能性を前提として資本を投下します。時代遅れで業界の実情を勘案しないような規制枠組みの変更が行われた場合には、事実上の遡及適用である、あるいは規制当局による権利の剥奪に等しいと見なされます。投資家の中には、多額の投資が政策によってリスクに晒されていると考え、通常であれば発展途上国向けのプロジェクトにしか付保されないような投資保証保険に基づく請求を提起する投資家が出てくる可能性もあります。</p> <p>関係各所が、産業界の参加者と協力し、今般の措置が多くの地方経済に及ぼす影響や日本への外国直接投資に対して惹起される深刻なリスクについて、十分な時間をかけて慎重に協議されることを期待します。少なくとも、明確なマイルストーンを達成し、計画の実現に必要な要件の達成に向けて誠実に開発を進めているプロジェクトについては、さらなるご配慮を希望します。</p> <p><b>理由:</b><br/>日本はこれまで再生エネルギーに注力してきたが、今般新たに発表された改正案により、産業界における主導者としての地位を奪われるのみならず、これまで築き上げてきた安定性、透明性および法の支配についての名声を損ねるおそれがあると考えられるため。</p> |   |